

特定非営利活動法人 ケアプラスひがしみの 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ケアプラスひがしみのという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県瑞浪市下沖町1丁目5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者、要介護者及びその家族、生活困窮者その他生活上の支援を必要とする者に対して、見守り、生活支援、身元保証等、成年後見制度の利用支援、施設入居支援、死後事務その他必要な支援に関する事業を行い、全ての人が安心して豊かに暮らせる地域社会づくり及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り及び孤独死対策事業
- ② 生活支援事業
- ③ 身元保証等の生活支援及び成年後見制度の利用支援に関する事業
- ④ 高齢者、終末期にある者及びこれらを介護する家族の生きがいを支援する事業
- ⑤ 高齢者の介護施設入居及び入居に伴う生活環境の調整を支援する事業
- ⑥ 遺品、残置物及び土地家屋等の整理、処分、管理並びに活用を支援する事業
- ⑦ 死後事務、葬儀、埋葬、納骨及び墓に関する支援事業
- ⑧ 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業
- ⑨ 情報提供事業
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、督促にも応じなかったとき
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

（種別）

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

（構成）

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 資産の管理の方法
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に係る事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の

主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 遠藤亮太

副理事長 景山助夫

理事 水島義文

監事 野田賢太郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 1, 0 0 0 円 年会費 1, 2 0 0 円

(2) 賛助会員 入会金 1, 0 0 0 円 年会費 1, 2 0 0 円

役員名簿

特定非営利活動法人ケアプラスひがしみの

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	遠藤 亮太		無
副理事長	景山 助夫		無
理事	水島 義文		無
監事	野田 賢太郎		無

設 立 趣 旨 書

1 設立趣旨

現代社会では、高齢化及び要介護化が進む一方、単身世帯の増加や家族関係の希薄化等により、高齢者、要介護者及びその家族が社会的に孤立し、通院、入退院、施設入居、日常生活、緊急時及び死亡後の対応に不安を抱えるケースが増えています。生活困窮者や身寄りのない方については、必要な支援先や制度につながりにくいことも地域課題となっています。

そこでこの法人は、高齢者、要介護者及びその家族、生活困窮者その他生活上の支援を必要とする方が安心して豊かな生活を送れるよう、見守り、相談、生活支援、身元保証等、成年後見制度の利用支援、施設入居支援、死後事務等を行います。本人の意思を尊重し、行政、医療・介護関係機関、専門職及び適法な事業者と連携することで、生活上の課題に切れ目なく対応できる地域の支援体制を構築します。

これらの活動を一過性で終わらず、長期的な視野に立った公益的な活動として継続し、特定の個人又は団体の利益に偏らない運営体制を整える必要があります。誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる環境づくりに寄与するため、特定非営利活動法人を設立しますので、皆様のご理解と幅広いご支援をお願いいたします。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者は、令和6年から株式会社民救において介護タクシー及び民間救急事業に携わり、高齢者の通院時や緊急時の不安、身元保証、生活支援、施設入居及び死亡後の対応等に関する様々な相談を受けてきました。これらの地域課題に対応するため、各方面からの意見、助言及び支援を得て、有志による法人設立準備会を立ち上げ、令和8年9月1日に設立総会を開催し、特定非営利活動法人の設立を決議しました。

令和8年9月1日

特定非営利活動法人 ケアプラスひがしみの

設立代表者
住所又は居所

氏 名 遠藤 亮太

設立当初の事業年度の事業計画書
法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ケアプラスひがしみの

1 事業実施の方針

高齢者等が安心して生活できる地域づくりのため、見守り活動及び相談対応を行い、必要な支援や関係機関につなぐ体制を整備する。

また、生活支援、身元保証等、成年後見制度の利用支援、施設入居支援及び死後事務等について、本人の意思を尊重し、専門職及び適法な事業者と連携してワンストップで対応できるよう、周知及び事業運営体制の整備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
1 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り及び孤独死対策事業	地域包括支援センターや居宅介護支援センター、民生委員などと協力し、対象者の自宅を訪問・電話・メールなどで体調や安否の確認を行う	(A) 随時 (B) 対象者宅 (C) 1名	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	5
2 生活支援事業	主に介護保険適用外の日常生活支援、相談対応及び入居施設に関する情報提供を行う。	(A) 随時 (B) 対象者宅 (C) 1名	(D) 東濃地域を中心とした生活支援を必要とする高齢者等 (E) 不定	5
3 身元保証等の生活支援及び成年後見制度の利用支援に関する事業	身元保証等を必要とする者に対する相談、契約及び生活支援並びに成年後見制度の利用支援、専門職への連絡調整を行う。	(A) 随時 (B) 法人事務所 (C) 1名	(D) 東濃地域を中心とした身元保証等の支援を必要とする高齢者等 (E) 不定	10
4 高齢者、終末期にある者及びこれらを介護する家族の生きがいを支援する事業	豊かな生活を送るために、楽しみや趣味、イベントの開催を行う。	本年度は実施の予定なし		

5 高齢者の介護施設入居及び入居に伴う生活環境の調整を支援する事業	施設入居に伴う相談、移動手段・荷物運搬の手配及び関係事業者との連絡調整を行う。飼育継続が困難となるペットについては、譲渡先又は適法な預かり事業者の紹介・調整を行う。運送は許可事業者が利用者と直接契約して実施する。	(A) 随時 (B) 入居先 (C) 1 名	(D) 東濃地域を中心とした施設入居支援を必要とする高齢者等 (E) 不定	1 0
6 遺品、残置物及び土地家屋等の整理、処分、管理並びに活用を支援する事業	遺品、残置物及び土地家屋等の整理、処分、管理又は活用が必要な利用者に対し、本人の意思確認の上、現地確認、相談、見積取得、専門事業者の紹介・手配、関係事業者との連絡調整等の支援を行う。必要に応じて、適法な事業者へ実働業務を委託する。	(A) 適時 (B) 事務所及び対象物件所在地 (C) 1 名	(D) 東濃地域を中心とした遺品、残置物及び土地家屋等に関する支援を必要とする者 (E) 不定	1 0
7 死後事務、葬儀、埋葬、納骨及び墓に関する支援事業	生前に締結した死後事務委任契約その他適法な権限に基づき、公共料金等の解約、行政手続並びに葬儀、火葬、埋葬及び納骨等の相談、手配及び連絡調整を行う。必要に応じて、適法な専門事業者へ実働業務を委託する。	(A) 適時 (B) 法人事務所その他必要な場所 (C) 1 名	(D) 東濃地域を中心とした死後事務等の支援を必要とする者 (E) 不定	1 0
8 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業	コグニサイズ、ライフキネティックを利用して、症状の予防を行う	本年度は実施の予定なし		
9 情報提供事業	ホームページによる情報の提供やニュースレターによる啓発活動	(A) 随時 (B) 法人事務所及びホームページ等 (C) 1 名	(D) 地域住民、関係機関等 (E) 不特定多数	1 0

令和 9 年度の事業計画書
令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 ケアプラスひがしみの

1 事業実施の方針

設立当初に整備した体制を基礎として、計画した各事業を着実に実施し、当法人の事業内容及び活動状況を地域社会に広く周知するとともに、関係機関との連携を強化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
1 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り及び孤独死対策事業	地域包括支援センターや居宅介護支援センター、民生委員などと協力し、対象者の自宅を訪問・電話・メールなどで体調や安否の確認を行う	(A) 随時 (B) 対象者宅 (C) 2 名	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	5 0
2 生活支援事業	主に介護保険適用外の日常生活支援、相談対応及び入居施設に関する情報提供を行う。	(A) 随時 (B) 対象者宅 (C) 2 名	(D) 東濃地域を中心とした生活支援を必要とする高齢者等 (E) 不定	3 5 0
3 身元保証等の生活支援及び成年後見制度の利用支援に関する事業	身元保証等を必要とする者に対する相談、契約及び生活支援並びに成年後見制度の利用支援、専門職への連絡調整を行う。	(A) 随時 (B) 法人事務所 (C) 1 名	(D) 東濃地域を中心とした身元保証等の支援を必要とする高齢者等 (E) 不定	3 5 0
4 高齢者、終末期にある者及びこれらを介護する家族の生きがいを支援する事業	豊かな生活を送るために、楽しみや趣味、イベントの開催を行う。	(A) 隔月 (B) 公民館など (C) 1 名	(D) 地域住民 (E) 不定	5 0
5 高齢者の介護施設入居及び入居に伴う生活環境の調整を支援する事業	施設入居に伴う相談、移動手 段・荷物運搬の手配及び関係事業者との連絡調整を行う。飼育継続が困難となるペットについては、譲渡先又は適法な預かり事業者の紹介・調整を行う。運送は	(A) 随時 (B) 入居先 (C) 1 名	(D) 東濃地域を中心とした施設入居支援を必要とする高齢者等 (E) 不定	3 5 0

	許可事業者が利用者と直接契約して実施する。			
6 遺品、残置物及び土地家屋等の整理、処分、管理並びに活用を支援する事業	遺品、残置物及び土地家屋等の整理、処分、管理又は活用が必要な利用者に対し、本人の意思確認の上、現地確認、相談、見積取得、専門事業者の紹介・手配、関係事業者との連絡調整等の支援を行う。必要に応じて、適法な事業者へ実働業務を委託する。	(A) 適時 (B) 事務所及び対象物件所在地 (C) 1 名	(D) 東濃地域を中心とした遺品、残置物及び土地家屋等に関する支援を必要とする者 (E) 不定	2 0 0
7 死後事務、葬儀、埋葬、納骨及び墓に関する支援事業	生前に締結した死後事務委任契約その他適法な権限に基づき、公共料金等の解約、行政手続並びに葬儀、火葬、埋葬及び納骨等の相談、手配及び連絡調整を行う。必要に応じ、適法な専門事業者へ実働業務を委託する。	(A) 適時 (B) 法人事務所 その他必要な場所 (C) 1 名	(D) 東濃地域を中心とした死後事務等の支援を必要とする者 (E) 不定	5 0 0
8 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業	コグニサイズ、ライフキネティックを利用して、症状の予防を行う	(A) 月 1 回程度 (B) 包括支援センター等 (C) 2 名	(D) 地域住民 (E) 不定	5 0 0
9 情報提供事業	ホームページによる情報の提供やニュースレターによる啓発活動	(A) 月 1 回程度更新 (B) 法人事務所及びホームページ等 (C) 2 名	(D) 地域住民、関係機関等 (E) 不特定多数	5 0 0

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ケアプラスひがしみの

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	12,000		
賛助会員受取会費	0		
正会員入会金	10,000	22,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
身元保証・生活支援等事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			122,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷製本費	20,000		
通信運搬費	10,000		
業務委託費	10,000		
その他経費計	60,000		
事業費計		60,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費	5,000		
通信運搬費	15,000		
消耗品費	15,000		
雑費	5,000		
その他経費計	45,000		
管理費計		45,000	
経常費用計 (B)			105,000
当期経常増減額 (A) - (B)			17,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			17,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			17,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			17,000

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人ケアプラスひがしみの
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	12,000		
賛助会員受取会費	0		
正会員入会金	0	12,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
身元保証・死後事務等事業収益	3,250,000		
生活支援等事業収益	600,000	3,850,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			3,862,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	250,000		
旅費交通費	250,000		
印刷製本費	200,000		
通信運搬費	150,000		
支払手数料	100,000		
業務委託費	1,800,000		
雑費	100,000		
その他経費計	2,850,000		
事業費計		2,850,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費	100,000		
消耗品費	140,000		
雑費	50,000		
その他経費計	350,000		
管理費計		350,000	
経常費用計 (B)			3,200,000
当期経常増減額 (A) - (B)			662,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			662,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			662,000
前期繰越正味財産額			17,000
次期繰越正味財産額			679,000